

平成16年（行ウ）第15号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被告 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

証 拠 申 出 書

2007（平成19）年2月7日

宇都宮地方裁判所 第2民事部合議係 御中

上記原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一



同 同 米 田 軍



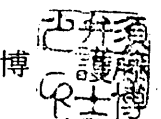
同 同 山 口 益 弘



同 同 若 狭 昌 稔



同 同 須 藤 博



第1 証人尋問の申出

1 証人の表示

- (1) 〒320-0822 宇都宮市河原町1番41号 宇都宮市上下水道局内
今井利男(呼出し・尋問時間60分)
- (2) 〒321-0943 宇都宮市峰町350番地 宇都宮大学農学部
長谷部正彦(呼出し・尋問時間30分)
- (3) 〒321-4315 栃木県真岡市道祖土25番地
高松健比古(同行・尋問時間40分)
- (4) 〒341-0018 埼玉県三郷市早稲田3-20-4-304
嶋津暉之(同行・尋問時間90分)

2 立証の趣旨

(1) 上記(1)の証人について

宇都宮市上下水道局局長であり、同証人により、①宇都宮市における水需給の予測が不当であること、②宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者として参画した場合の費用負担について、及び③宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者として参画する理由がないこと等を立証する。

(2) 上記(2)の証人について

宇都宮市水道水源開発等施設整備事業の再評価委員であり、同証人により、この再評価のやり方及び結論とも不当であることを立証する。

(3) 上記(3)の証人について

元野鳥の会栃木県支部の支部長であり、同証人により、湯西川ダム建設予定地周辺は風穴や貴重な野生生物の存在等生物多様性の宝庫であり、湯西川ダム建設事業について実施された環境アセス面はこれらを正当に評価しておらず、このまま事業を実施することは栃木県の生物多様性にとって極めて深刻な事態を招来することになること。

(4) 上記(4)の証人について

水問題原論(北斗出版)等の著作を有する水問題研究者であり、同証人により、①湯西川ダム建設事業は、治水上も利水上も必要性のない事業であること、②宇都宮市における水需給の予測が不当であること、③宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者とし

て参画した場合の費用負担について、及び④宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者として参画する理由がないこと等を立証する。

3 尋問事項

別紙尋問事項書記載のとおり

尋 問 事 項 書

証 人 今 井 利 男

- 1 証人の地位経歴
- 2 宇都宮市における水需給の現状について
- 3 宇都宮市における水需給の予測とその方法について
- 4 2003（平成15）年に水源構成の見直しを行った経緯と見直しの手法及びその内容について
- 5 宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者として参画した場合の費用負担について
- 6 宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者として参画する理由について
- 7 その他上記に関連する事項

尋 問 事 項 書

証 人 長谷部 正 彦

- 1 証人の地位経歴
- 2 宇都宮市水道水源開発等施設整備事業の再評価のやり方、提供された資料について
- 3 証人が上記再評価事業においての提出した意見を形成するに至る経緯について
- 4 その他上記に関連する事項

尋 問 事 項 書

証 人 高 松 健 比 古

- 1 証人の地位経歴
- 2 湯西川ダム建設予定地周辺は風穴や貴重な野生生物の存在等生物多様性の宝庫であること及び栃木県の生物多様性を確保する上で、その保全は極めて重要であること
- 3 湯西川ダム建設事業について実施された環境アセス面はこれらを正当に評価していないこと
- 4 このまま事業を実施することは栃木県の生物多様性にとって極めて深刻な事態を招来することになること
- 5 その他上記に関連する事項

尋 問 事 項 書

証 人 嶋 津 暉 之

- 1 証人の地位経歴
- 2 湯西川ダム建設事業は、治水上も利水上も必要性のない事業であること
- 3 宇都宮市における水需給の予測が不当であること
- 4 宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者として参画した場合の費用負担について
- 5 宇都宮市水道水源開発等施設整備事業の再評価のやり方及び結論とも不当であること
- 6 宇都宮市が本件湯西川ダムに利水者として参画する理由がないこと
- 7 その他上記に関連する事項

宇都宮市水道水源開発等施設整備事業の再評価のやり方、提供された資料について

- 3 証人が上記再評価事業においての提出した意見を形成するに至る経緯について
- 4 その他上記に関連する事項